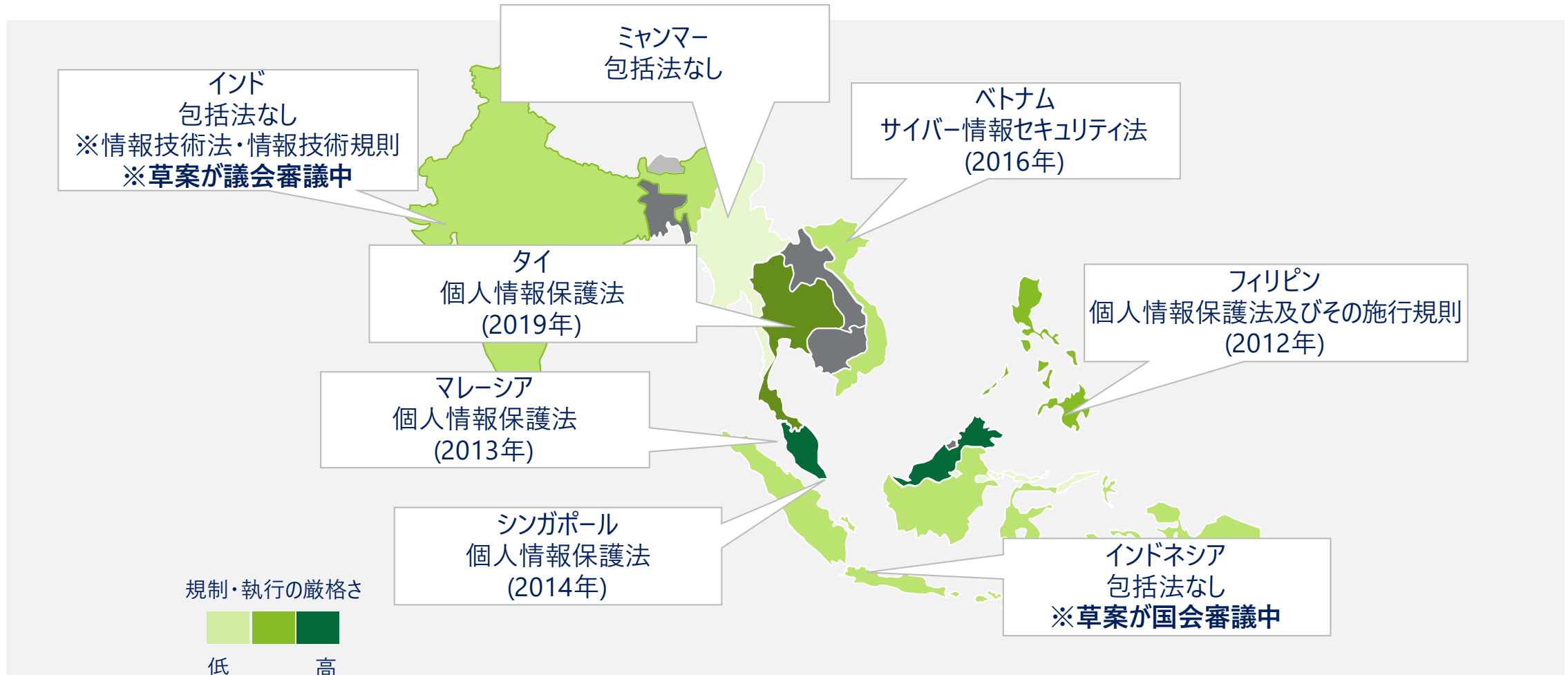


執行の厳格さなどの違いはあるものの、各国でのデータ保護規制(個人情報保護法)の整備が進んでおり、対応の必要性が高まっている

東南アジア地域・インドでのデータ保護規制の整備状況



相次ぐ個人情報の漏洩・不適切処理が発生しており、東南アジア地域でも消費者の個人情報保護に関する意識が高まっている

東南アジア地域での個人情報漏洩事案



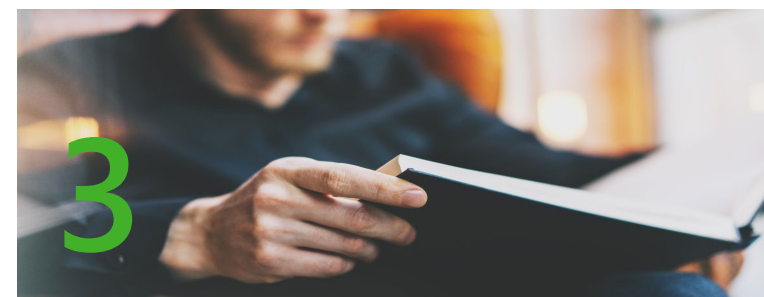
ユーザーの個人情報漏洩 (インドネシア・ECサイト)

- 2020年には、9100万のマーケットプレイスのユーザーデータが5,000米ドルでダークウェブサイト上で販売された。
- インドネシア消費者団体は、マーケットプレイスとインドネシア情報通信省を相手取り、1,000億IDRの支払いを求める訴訟を起こした。
- 2020年9月現在、ジャカルタ中央地方裁判所で訴訟の審理が行われている。



顧客の個人情報の漏洩 (タイ・飲食店予約サイト)

- 2020年10月、ハッカー向けのサイトで飲食店予約サイトを含む17社の個人情報が売り出されたのを確認した。
- 飲食店予約サイト280万人分の顧客情報(氏名、電話番号、メールアドレス、暗号化されたパスワード、性別、フェイスブックIDなど)が流出したと思われる。*シンガポールの顧客情報40万件含む



ユーザーの個人情報の不適切な処理 (シンガポール・ライドシェアアプリ)

- 2020年9月に、ソフトウェアアップデートにより、21,541人のドライバーと乗客の個人情報が不適切に処理されたことが発覚。
- ITシステムへの変更を管理するための十分に堅牢なプロセスが導入されていなかったと指摘し、今回の違反は「特に重大なミス」であるとし、1万ドルの罰金を科された。
- データ保護法に違反していたことが判明したのは、2年ぶり4回目。

データ保護規制は、国・地域により規制対象・方法・程度の違いがある。評価する際には、以下の項目で評価する必要がある

データ保護規制を見る時のポイント

1

規制対象となるデータの範囲(定義)

2

域外適用

3

データ取得・利用に関する手続き

4

第三者提供

5

国外移転

6

国内保存義務の有無

7

違反時の罰則・執行状況

シンガポールは、執行プログラムが整備されるだけでなく、保護法の改正が検討されている。 タイでは、COVID-19の影響もあり、施行の延長が決まったが、準備を進める必要がある

各国データ保護規制の特徴(シンガポール・マレーシア・タイ)



- **【規制対象となるデータの範囲】**個人の氏名・肩書・メールアドレスなどの「ビジネスコンタクト情報」は所定の場合を除く保護対象外
- **【違反時の罰則・執行状況】**個人情報保護委員会による積極的な法執行と事例公表
- 現在、個人情報保護法改正の検討中



- **【データ取得・利用に関する手続き】**個人情報の取扱いに関して、情報主体の明示的な同意が必要
- **【国外移転】**国外移転は原則禁止。例外として、本人の同意がある場合や移転された個人情報保が移転先で個人情報保護法に違反しない形で処理されることを確保できるような予防策が講じられている場合



- 事業者の義務等に関連する規定は、2021年6月から全面施行予定。
- **【規制対象となるデータの範囲】**直接・間接を問わず、当該個人を識別することのできる情報
- **【国外移転】**国外移転に関するルールが多数(充分性認定を受けた国への移転は可能、充分性認定を未了の国に移転する場合は、その旨の通知・本人の同意が必要。海外の関連会社に対する移転は、当局から認定を受けたプライバシーポリシーに基づく場合は可能)
- **【データ取得・利用に関する手続き】**原則、本人の同意が必要。また、利用目的等一定の事項を本人に通知する必要あり

インドネシアでは、包括法が国会審議中であり、成立後1年以内の施行が見込まれている。
ベトナムの現行規定は簡素であり、詳細は政令・通達等の確認が必要である。

各国データ保護規制の特徴(インドネシア・ベトナム)



- 包括法なし。包括法の政府草案が公開されており、国会審議中。（以下、草案内容）。
- **【データ取得・利用に関する手続き】** 書面又は口頭による記録で行うことができる。同意を明示的に行う必要があり、同意が暗黙的に実施された場合には、その同意は無効とみなされる。個人データ管理者は、同意撤回の要請を受領した時点から72時間以内に個人データの処理を停止することが求められている。
- **【国外移転】** 本人の同意に加えて、移転国・組織がインドネシア法に規定された水準以上の保護水準を有すること、移転先との個人情報保護に配慮した契約の締結などが求められている。



- 包括法なし。関連法があるものの、個人情報保護を主目的とする法律ではないため、簡素。詳細は、政令・通達等の確認が必要
- **【規制対象となるデータの範囲】** 条文上は、ある情報が単体で特定の個人を識別することができるものとされており、他の情報と組み合わせないと識別できない情報は対象外
- **【国外移転】【国内保存義務の有無】** 国外移転に関する規制なし。事業者が収集・利用・分析・処理するデータはベトナム国内で保管することが求められている。
- **【違反時の罰則・執行状況】** 法人処罰の規定がなく、担当者個人のみが処罰の対象。処分された事例は見当たらない

ミャンマーは、総選挙の影響があり、今後の動向を注視する必要がある。インドは、GDPRと同等レベルの罰則が組み込まれた草案が議会にて審議されている。

各国データ保護規制の特徴(フィリピン・ミャンマー・インド)



- **【第三者提供】**本人の同意が必要。また、提供先に対して契約でデータ保護義務を課す必要あり。
- **【国外移転】**国外移転に関する規定はなく、提供先が法人であれば第三者提供の要件が課される。
- **【その他】**情報漏洩が発生した場合・合理的に疑われる場合は、72時間以内に国家プライバシー委員会に通知が必要。情報漏洩・インシデントについて年次レポートを国家プライバシー委員会に提出する必要あり。



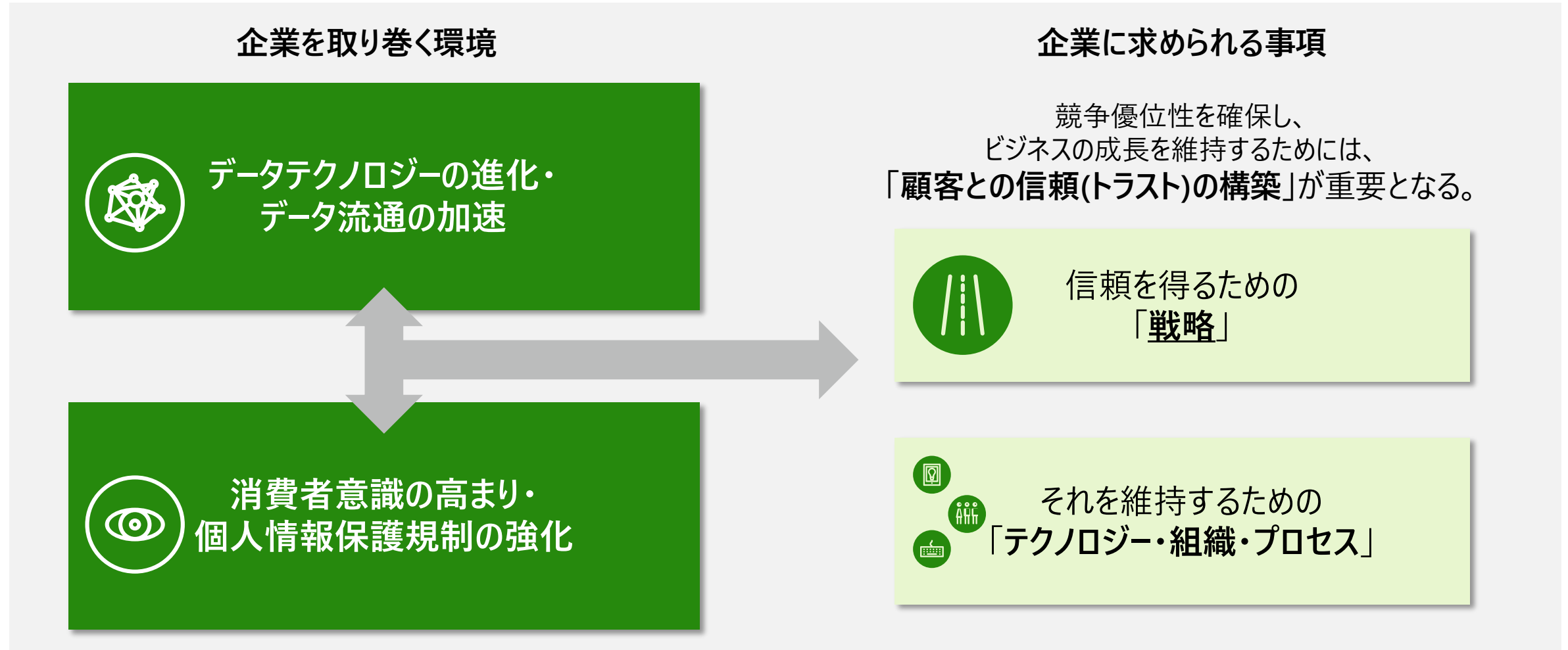
- 包括法なし。2017年プライバシー法が、国民のプライバシーの保護を要求。
- また、情報が限定的かつ執行状況は限定的。
- **【違反時の罰則・執行状況】**プライバシーに関する情報・電子コミュニケーションに関する情報の不正取得等は、6ヶ月から3年の禁固刑と30万チャット～から150万チャットの罰金が科せられる。



- 包括法なし。草案が公開されており、議会審議中（以下、草案内容）。
- **【域外適用】**インド国内に拠点や所在地が物理的に無くても、インド国内にて商品またはサービスを提供するすべての法人・個人に適用される
- **【国内保存義務】**個人データおよびセンシティブ個人データは一定の条件下で国外移転可能だが、同コピーはインド国内のサーバーまたはデータセンターで保存されなければならない。重要個人データは、原則インド国内の取扱いのみに制限される。
- **【違反時の罰則・執行状況】**罰則はGDPRと同様、全世界売上の2～4%もしくは5,000万～1億5,000万インドルピーのいずれか高い方の罰金が課される。

企業を取り巻く環境を踏まえ、競争優位性を確保し、ビジネスをドライブするためには「信頼」が重要となる。それを支えるための戦略・テクノロジー・組織・プロセスの最適化が求められる

データ保護に関する取り組みのポイント



個人データの取得・利用・廃棄までのライフサイクルを管理できる体制を整備し、リスクの発生の防止・早期発見できるようにすることがポイントです。

データ保護規制対応を考えるポイント



①ガバナンス

会社のデータ保護に関する方針及び組織体制の確保



②データ管理プロセス

個人データの利用に係るライフサイクルにおけるコントロールの整備

※業務プロセスの見直し等も含む



③データ保護

個人データを保護するためのインフラ・技術・プロセスの導入

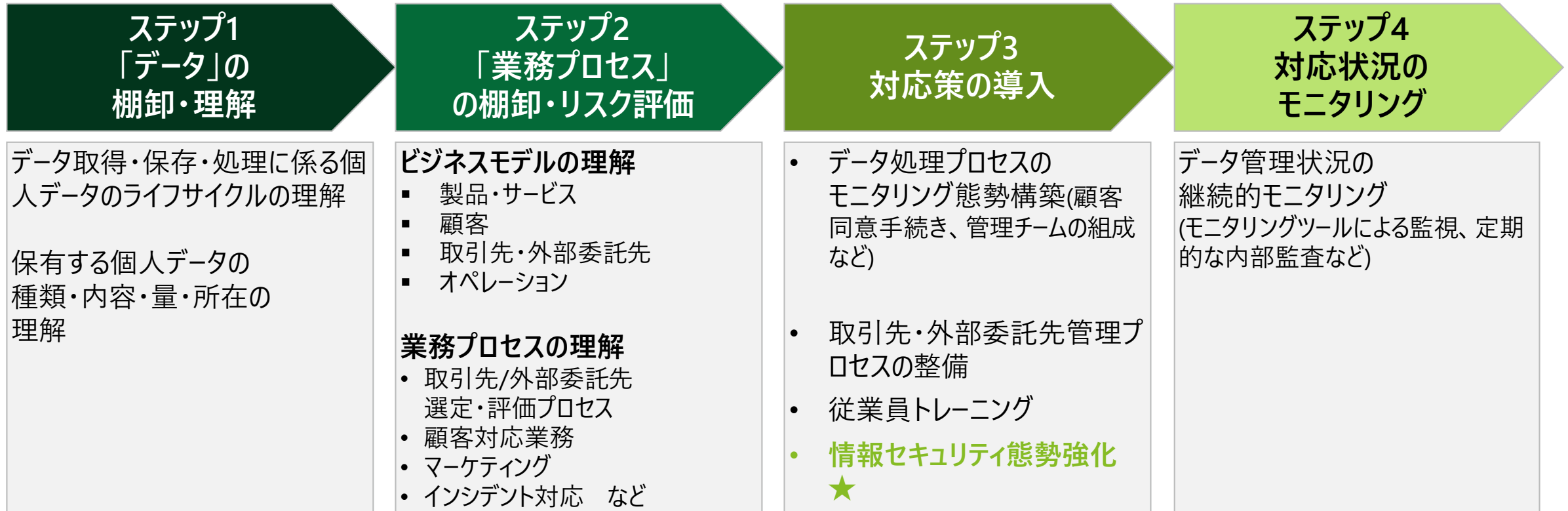


④モニタリング・インシデント対応態勢

データの利用状況・インシデントの早期発見・影響最小化に向けたモニタリング態勢・対応プロセスの整備

データ保護規制対応に際しては、業務プロセスにおいてどんなデータを有するのか把握した上で、対応策の検討が必要。また、根本的なセキュリティ態勢の強化も不可欠。

データ保護規制対応に向けたアプローチ



どのような目的で、どんな個人データを、どこで・誰が・いつ・どのように処理しているのか把握し、リスクを理解する

リスクに基づく対応策を導入し、対応策の運用状況を継続的に評価し、有効性を確認する

当資料に関する詳細は下記窓口までお問い合わせください。

ap_risk@tohmatu.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファーム およびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001